

介護医療院はすみ敬愛短期入所療養介護
(介護予防短期入所療養介護) 利用約款

介護医療院はすみ敬愛

介護医療院はすみ敬愛短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用約款

（約款の目的）

第1条 介護医療院はすみ敬愛（以下、当施設）は、要介護状態又は要支援状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護を提供し、一方、利用者及び代理人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者が介護医療院短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意書を当施設に提出したのち令和 年 月 日以降から効力を有します。ただし、代理人に変更があった場合は、新たに代理人の同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款・別紙1・別紙2・別紙3の改定が行われない限り、初回利用時の約款の提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

（利用者からの解除）

第3条 利用者及び代理人は、当施設に対し退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅介護サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。なお、この場合、利用者及び代理人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。

（当施設からの解除）

第4条 当施設は、利用者及び代理人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- (1) 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- (2) 利用者の居宅介護サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- (3) 利用者の病状、心身状態が著しく悪化し、当施設での適切なサービスの提供を超えると判断された場合
- (4) 利用者および代理人が、本約款に定める利用料金を2ヶ月間滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず14日以内に支払われない場合
- (5) 利用者が当施設、当施設職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- (6) 天災、災害、施設、設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

- 2 前項の規定に関らず、利用者がお亡くなりになられた場合には本約款に基づく短期入所利用は自動的に終了となります。

(利用料金)

第5条 利用者及び代理人は、連帯して当施設に対し、本約款に基づくサービスの対価として別紙 2 に定める利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額および利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記の料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者及び代理人に対し、短期入所療養介護退所日に請求書を所定の方法で発行し窓口にて交付します。利用者及び代理人は、連帯して施設に対し、当該合計金額を原則請求書発行日より遅くとも 14 日以内に支払うこととします。なお、支払いの方法は窓口徴収となります。
- 3 当施設は、利用者又は代理人から 1 項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は代理人へ領収書を交付します。

(記録)

第6条 当施設は、利用者のサービス提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後 2 年間は保管します。(診療録については、5 年間保管します。)

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。ただし、代理人に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがあるなど緊急やむを得ない場合は、施設管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護規定に基づき、業務上知り得た利用者又は代理人もしくはその家族などに関する個人情報の利用目的を別紙 3 のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、例外として次の各号については、法令上介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- (1) サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- (2) 居宅介護支援事業者（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕等との連携

- (3) 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等市町村へ通知
 - (4) 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - (5) 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる項目は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

- 第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関または協力歯科医療機関での診察を依頼することがあります。
- 2 当施設は、利用者に対し、当施設におけるサービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
 - 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び代理人が指定するものに対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

- 第10条 サービス提供などにより事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診察を依頼します。
 - 3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等、利用者又は代理人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（虐待防止等）

- 第11条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又は再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施します。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備します。
 - (3) 虐待防止をするための定期的な研修を実施します。
 - (4) 全3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

（褥瘡対策等）

- 第12条 当施設は利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして褥瘡が発生しないように適切な介護に努めるとともに褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備します。

（業務継続計画策定）

- 第13条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サ

サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

（要望又は苦情などの申出）

第 14 条 利用者及び代理人は、当施設の提供するサービスに対して要望又は苦情等について、担当介護支援専門員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

（賠償責任）

第 15 条 サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び代理人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

（利用約款に定めない事項）

第 16 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令の定めるところにより、利用者又は代理人と施設が誠意をもって協議するものとします。

2 利用者又は代理人と当施設は、信義誠実をもって本約款を履行するものとします。

別紙 1

『重要事項説明書』 介護医療院はすみ敬愛のご案内

(令和 6 年 10 月 1 日)

1. 施設の概要

(1) 施設名称等

- ・ 施設名：介護医療院はすみ敬愛
- ・ 開設年月日：令和 6 年 10 月 1 日
- ・ 所在地：茨城県常陸太田市木崎二町 931-2
- ・ 電話番号：0294 (72) 5121
- ・ ファックス番号：0294 (72) 5124
- ・ 管理者名：荷見 源成
- ・ 介護保険指定番号：介護医療院 (08B1200029)

(2) 介護医療院の目的と運営方法

介護医療院は、要介護状態にあつて主として長期にわたり療養が必要な利用者に対し、施設サービス計画書に基づき、看護医学的管理の下、介護・リハビリテーションその他必要な医療と日常生活上の世話、栄養管理などを行い、利用者がその有する能力に応じた日常生活を営むことができるように支援いたします。また、家庭に復帰される場合には、自宅の環境整備や療養生活が安心して送れるよう支援させていただきます。

<介護医療院はすみ敬愛の運営方針>

職員一人ひとりが企業の社会的責任を認識しながら、良質で責任のある介護等サービスを提供することにより、信頼される施設運営を目指します。

- ・ ご利用者さまのニーズに応じたサービスを提供致します。
- ・ ご利用者さまに説明と同意によるサービスを提供致します。
- ・ ご利用者さまのプライバシーを尊重致します。
- ・ サービス向上のための職員の教育・研修を行います。
- ・ 貞心会グループならびに地域との連携を大事にします。

(3) 施設の職員体制

医師	1 名	利用者等の治療・診療
看護職員	10 名以上	利用者の看護全般・生活援助
介護職員	12 名以上	利用者の生活援助
介護支援専門員	1 名以上	利用者のケアプラン作成
理学療法士	2 名以上	リハビリテーション
薬剤師	1 名	協力病院との連携による
管理栄養士	1 名以上	利用者の栄養管理
調理師	10 名	食事の調理
事務員	3 名	事務・利用料に関する事務

(4) 入所定員等

- ・ 定員 57名
- ・ 療養室 個室1室 2人部屋2室 4人部屋13室

(5) 通所定員

- ・ 25名

2. サービス内容

- (1) 施設サービス計画の立案
- (2) 食事（食事は原則として食堂で摂っていただきます）
朝食：7：45～
昼食：11：45～
夕食：17：45～
- (3) 入浴
- (4) 医学的管理・看護
- (5) 介護（退所時の支援も行います）
- (6) リハビリテーション
- (7) 相談援助サービス
- (8) 栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- (9) 理美容サービス（月2回）
- (10) 行政手続き代行
- (11) その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、詳細はご相談下さい。

3. 身体拘束等

原則として利用者に対し身体拘束は行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者または施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状態、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する事とします。

4. 感染対策の実施

施設では、感染症や食中毒が発生した場合、蔓延を防止する為の委員会を設置し、必要な措置を講じます。

5. 褥瘡管理体制の実施

施設では、褥瘡が発生しないように適切な介護を提供するとともに、その発生を防止する為の委員会を設置し、必要な措置を講じます。

6. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・ 協力医療機関
名称：医療法人貞心会 西山堂病院
住所：茨城県常陸太田市木崎二町 931-2
- ・ 協力歯科医療機関
名称：梶山歯科クリニック
住所：茨城県常陸太田市木崎二町 928-9

◇ 緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

7. 施設利用にあたっての留意事項

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は、介護保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には、食事内容の管理が欠かせませんので、食事・食品の持ち込みに関してはご相談下さい。

- ・ 面会…9：00～16：00
- ・ 外出・外泊…原則として前日までにお申し出下さい。
- ・ 飲酒・喫煙…原則として禁止です。
- ・ 火気の取り扱い…禁止です。
- ・ 設備・備品の取り扱い…丁寧に取扱いしてください。破損などした場合は、ご相談させていただきます。
- ・ 金銭・貴重品の管理…原則として禁止です。
- ・ 外泊時等の施設外で施設に相談なく（緊急の場合を除き）他科受診することは原則禁止です。
- ・ 宗教活動は施設においては禁止です。
- ・ ペットの持ち込み…原則として禁止です。

8. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー・消火器・消火栓等
- ・ 防災訓練 年2回

9. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止しています。

10. 要望及び苦情等の相談

要望や苦情などは、担当介護支援専門員にお寄せいただければ速やかに対応します。

電話：0294（72）5121

11. その他

当施設の詳細は、パンフレットを用意してありますのでご請求下さい。

別紙2

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）について

（令和7年4月1日現在）

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の概要

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを利用するにあたっては、利用者にかかわるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画が作成されますが（但し長期の場合）その際、利用者・代理人（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

（1）短期入所療養介護の基本料金

- ① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分1割です。第一号被保険者で一定所得以上の方は、介護保険サービスを利用するときの自己負担が2割または3割になります。）

<従来型個室>

要介護1	715円
要介護2	813円
要介護3	1027円
要介護4	1117円
要介護5	1200円

<多床室>

要介護1	828円
要介護2	927円
要介護3	1141円
要介護4	1233円
要介護5	1314円

- ② 夜間勤務等看護Ⅳ 7円/日
③ サービス提供体制強化加算Ⅲ 6円/日
④ 療養食加算（疾病治療用の食事の提供） 8円/回 ※1日3回を限度
⑤ 緊急短期入所受入加算 90円/日（利用開始日から7日を限度）
⑥ ご利用者の容体が急変した場合等緊急時に所定の対応を行った場合は、別途料金をいただきます。
⑦ 送迎代（入所及び退所の際、ご自宅までの送迎を行った場合） 片道184円
⑧ 介護職員処遇改善加算Ⅲ 所定の利用料に2.9%の上乗せ

【特別診療費】

- ① 理学療法Ⅰ 123円/回
② 理学療法 専従職員2名配置 35円/回
③ リハビリテーション計画書策定 480円/月
④ 褥瘡対策指導管理Ⅰ 6円/日

⑤ 重度療養管理 125 円／日

(2) 介護予防短期入所療養介護の基本料金

① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分1割です。第一号被保険者で一定所得以上の方は、介護保険サービスを利用するときの自己負担が2割または3割になります。）

<従来型個室>

要支援1 558円

要支援2 685円

<多床室>

要支援1 621円

要支援2 927円

② 夜間勤務等看護Ⅳ 7円／日

③ サービス提供体制強化加算Ⅲ 6円／日

④ 療養食加算（疾病治療用の食事の提供） 8円／回 ※1日3回を限度

⑤ 緊急短期入所受入加算 90円／日（利用開始日から7日を限度）

⑥ ご利用者の容体が急変した場合等緊急時に所定の対応を行った場合は、別途料金をいただきます。

⑦ 送迎代（入所及び退所の際、ご自宅までの送迎を行った場合）片道 184円

⑧ 介護職員処遇改善加算Ⅲ 所定利用料に2.9%上乘せ

【特別診療費】

① 理学療法Ⅰ 123円／回

② 理学療法 専従職員2名配置 35円／回

③ リハビリテーション計画書策定 480円／月

④ 褥瘡対策指導管理Ⅰ 6円／日

⑤ 重度療養管理 125円／日

4. その他の料金

① 食費（1日あたり） 1,445円

（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。）

② 居住費（療養室の利用費）

・ 個室（1日あたり） 1,728円

・ 多床室（1日あたり） 437円

（ただし、居室費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居室費の負担限度額が1日にお支払いいただく居室費の上限となります。）

③ 特別な室料 個室 5,500円／日 2人部屋 1,100円／日

（西311号室）

（西302号室・東301号室）

④ セットレンタル

Aセット（衣類・タオルプラン）（1日あたり） 550円

Bセット（タオルプラン）（1日あたり） 352円

オプション（靴下）（1日あたり） 99円

⑤ 理美容代（1回あたり） 3,300円～

- ⑥ 日用品費（1日あたり） 100円
- ⑦ 教養娯楽費（1回あたり） 100円
- ⑧ 電気使用料（1日あたり）（1製品につき） 58円
- ⑨ 電気毛布使用料（1日あたり） 100円
- ⑩ テレビリモコン貸出料（1日あたり） 150円

5. 支払い方法

- ・退所日当日に請求書を発行いたしますので、受付・会計窓口でお支払いをお願いいたします。

別紙 3

個人情報の利用目的

介護医療院はすみ敬愛では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護医療院内部での利用目的]

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等の連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療に当たり、外部医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身状況の説明
- ・ 介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・ 当施設での管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業所等への情報提供に係る利用目的]

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査期間への情報提供

介護医療院はすみ敬愛短期入所療養介護
(介護予防短期入所療養介護) 利用同意書

医療法人 貞心会
介護医療院 はすみ敬愛
管理者 荷見 源成 殿

介護医療院はすみ敬愛を入所利用するにあたり、介護医療院短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用約款及び別紙1、別紙2、別紙3を受領し、これらの内容に関して担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所 :

氏 名 :

印

<代理人>

住 所 :

氏 名 :

印

【契約書第5条の責任者】

住 所	〒 ー
氏 名	続柄 :
電話番号	

【契約書第9条第3項緊急時および第10条第3項事故発生時の連絡先】

住 所	〒 ー
氏 名	続柄 :
電話番号	